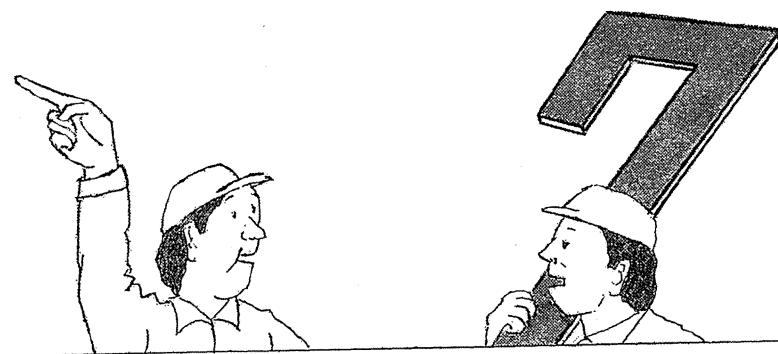


手をつなごう 家庭

1982

東南アジア班に随行して ——マレーシア・シンガポール・タイの教育事情見聞記——	橋口 典央 61
◇論文 「審議経過の概要(その4)」へ向け審議	臨時教育審議会事務局 65
単位制高等学校の基本的なり方について	初等中等教育局高等学校課 66
社会体育指導者の資格付与制度について	体育局スポーツ課 70
——保健体育審議会 建議案取りまとめ——	
●文部省のまど 史跡等の指定について ——文化財保護審議会の答申——	
「文化庁文化財保護部記念物課」 77	
昭和六二年度期間を付した 入学定員増加予定大学等について	学術国際局国際企画課 80
第二回日中大学長会議の開催について	高等教育局企画課 81
昭和六一年五月における米飯給食実施状況・学校給食費調査結果について	体育局学校給食課 86
文化財紹介●宇佐神宮境内 (解説 基信祐爾 31)	
文化財紹介●一字金輪像 (佐藤 信)	
海外教育ニュース	
大臣官房調査統計課	89
過去二〇年間における就学前教育機関在籍者数の推移	
初等学校に四歳児が急増 ——全英教育研究所が実態調査に着手—— (イギリス) (アメリカ合衆国)	
(1)高校生の進路選択に関する生徒と親との意識調査	
(2)中等学校のアラビア語履修生徒、一〇年間で一六倍に	
教員の新規採用枠の拡大のために部分時間勤務を奨励 (西ドリツ)	
表紙 赤羽根秀一 カット 赤羽根秀一	

学校 地域社会



国語表記四〇年の歩み

◆座談会

——仮名遣い改定を終えて——

(出席者) 林 大／広瀬一郎／
村松英子／斎賀秀夫／
(司会) 森 正直

◆論文

現代表記の沿革と現状

国際化と日本語

◆隨想

「小川」と「ぱち」

◆解説

学校教育における仮名遣いの指導について

「現代仮名遣い」について

初等中等教育局小学校課

文化庁文化部国語課

武部 良明

野元 菊雄

見坊 豪紀

宮地 裕

8

有光 次郎

4

文部時報

昭和六十一年十二月

第一三一七号

特集 国語表記四〇年の歩み

8

国語表記四〇年の歩み

有光次郎▽

卷頭

一 新憲法の表記

「国語表記四〇年の歩み」を特集テーマとする文部時報の発刊にあたり、日本国憲法が昭和二年一月三日に公布されてから満四〇年であることを想起した。主権在民・平和主義・基本的人権の尊重という現憲法の三原則が、国民の間に定着したと、一般に受けとめていると思うが、その表記が全く新機軸を出していることは特筆に値すると思う。すなわち、口語体を採用し平がなを用い、漢字の字数にも配慮がされている。憲法改正草案の口語化については、佐藤達夫氏の「日本国憲法誕生記」がある。法制局で新憲法要綱の条文化の作業がはじまつたとき、若い連中から、せっかくの機会だからこの際口語体にしたらどうかという意見が出て来た。しかし、法文を平がな口語体にするということは、法令形式の上では革命的な企てであり、それだけに相当の決断を要することであったが、これには長官の入江俊郎氏も参事官である佐藤達夫氏も賛成し、また松本烝治大臣も賛成だったことである。

た。ちょうど、そういう時に安藤正次・山本有三・横田喜三郎等国語改善の団体の有力者たちから、内閣に対し新憲法の口語化についての進言があり、これが大きな推進力にもなった。また、事実山本氏には口語化のモデルを作つてもらうという援助も受けたのであった。この口語化の企てについては、新憲法の内容に即応して、その形式の上でも、それを民主化しようということが、おもな動機であったことはいうまでもないが、その決断を助けた一つの要因として、草案の翻訳臭を少しでも消したいという気持のあつたことも無視できないよう思われたとするされている。

二 当用漢字表と現代かなづかい

当用漢字表と現代かなづかいが内閣から告示されたのは、新憲法の公布から間もない時期であった。どちらも国語審議会で比較的短期間にとりまとめられ、答申されたが、漢字を節減することについても、かなづかいを易しくすることについても、明治以来、何度も試みられたことであつて、その積み重ねがあつたのである。それでも、漢字の方は難航して、最初の国語審議会案は、確かに三〇〇字足らずのものだったが、これでは教育用としては多すぎるし、一般社会での実用のものとしては少なすぎるという論が出て、もう一度練り直すことにして出来たのが当用漢字表の一八五〇字案だった。当用漢字表については内閣訓令に次のような趣旨が述べられていた。

従来、我が国において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用いかたも複雑であるために、教育上また社会生活上、多くの不便があった。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少なくない。それ故に、政府は国語審議会の決定した当用漢字表を採択して、昭和二一年一月一六日内閣告示第三二一號をもって、これを告示した。

現代かなづかいについての内閣訓令には次のような趣旨が述べられていた。

国語を書きあらわす上に、従来のかなづかいは、はなはだ複雑であって、使用上の困難が大きい。これを現代語音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。それ故に、政府は国語審議会の決定した現代かなづかいを採択して、昭和二年一月一六日内閣告示第三三号をもつて、これを告示した。

昭和二二年の二月ごろだったか、東京神田の共立講堂で、当用漢字・現代かなづかいについての講演会が開かれたことがある。高橋誠一郎文相や安倍能成国語審議会長のあいさつがあつたが、文相のあいさつには、文字の問題は文化面の諸問題の中で最も基礎的でそして重大なものであること、法令・公用文等の公の意志も、お互いの個人的な意志も、わかりやすく、十分誤りなく通じ合うことなくしては国民文化の進展も期待できない、という意味のことが述べられていた。また、安倍能成氏の熱情にあふれた長いあいさつの中では、次のようなことも述べられていた。

「昭和二一年三月、私がまだ文部省にいましたころ、米国の教育使節団が来朝して、教育問題について種々の忠言を残してゆきましたが、その中にかれらは我が國の文字改革についてもみなみならぬ関心を持って、いることを示しています。われわれはこの親切に対して感謝はしますが、しかし国語や国字の問題はアメリカ人の手によつてなされるべきものではなく、日本人の自主的な努力によって遂げられるべきものなるは、いうをまたないことがあります。(中略)我が国語審議会は幾多の非難もありましたが、昨年末発表のごときかなづかいの整理と漢字の制限とを試みました。国語が生きものであるため、それに手を加える時には傷がつき血が出ることはやむを得ません。これが伝統尊重論者の憤激と非難とを受ける理由でもあります。ドイツのウインデルバンドは、国語を愛しない国民はその国を愛しないものだといいました。しかし国語が単に成るものでなく又作られるものだ

という真実に鑑み、国語が人間の現実生活の表現なることを思い、時代の要求に従つて手を加えることは国語の生命の発展のために欠くべからざることであると思う時、今度の発表が大体において適正なものなるを信じます。しかしあれわれはこれをもつて完全な終局的なものと考えているのではありません。これは将来更に精確堅実なる国語の研究と国民生活の要求と刺激とによって修正され発展さるべきものであります。」

この当用漢字や現代かなづかいは、昭和二二年度から学校教育にも適用されたが、当時の新入生も今は四〇代の半ばに達して、社会の中堅層となっていることを思うと、やはり感慨を催さざるを得ない。

三 国語施策の改善

国語審議会は、昭和四一年六月以来、文部大臣の諮問に応じ、「国語施策の改善の具体策について」の審議を行つてきた。まず、昭和四七年六月、当用漢字改定音訓表及び改定送り仮名の付け方を答申し、これらは昭和四八年六月、内閣告示・内閣訓令によつて実施に移された。引き続き、国語審議会は、昭和四七年一一月以降、漢字の字種、字体等の問題について総合的に審議を重ね、昭和五六年三月常用漢字表を答申し、これは同年一〇月、内閣告示・内閣訓令によつて実施に移された。残されていた現代かなづかいの問題については第一五期と第一六期の国語審議会で審議され、今年、すなわち昭和六年三月六日、第六回総会において「改定現代仮名遣い」を議決し、文部大臣に答申を行つた。政府は、国語審議会の答申の趣旨を尊重して、去る七月一日付けで内閣告示、内閣訓令によつて現代仮名遣いを実施に移した。

こうして見ると、戦後、新しい国語表記が発足してから、ちょうど二〇年で改善・見直しの機運が生じ、更に二〇年を経て、主要な改善策が出そつて一くぎりがついたことになる。戦後の施策の実施の経験にかんがみ、国民的合意に基づいて、時代に即した望ましい改善の方向が打ち出されてきたものと言えよう。

(日本芸術院長)

特集 教育課程の基準の改善

年頭の所感

卷頭

教育課程の基準改善の目指すもの

幸田三郎

文部大臣

教育課程の基準改善の基本方向について

座談会

(出席者)

西原春夫・楠山三香男

河野重男・西村文男

(司会) 熱海則夫

杉本良治・船木哲

論文
解説
教育課程の基準改善の方向と
これからの学校教育
資料
教育課程の基準の改善に関する
基本方向について
(中間まとめ)
初等中等教育局小学校課

▽戦後の我が国の国語施策の動向を顧みますと、その中で国語審議会が一貫して果たしてきた役割について、改めて再認識させられます。

▽その主な足跡を拾い上げても、例えば昭和二年九月の「現代かなづかい」の答申同年一月の「当用漢字表」の答申、二八年三月の「ローマ字つづり方の单一化について」の建議、四七年六月の「当用漢字改定音訓表」、「改定送り仮名の付け方」の答申、五六年三月の「常用漢字表」の答申等があり、これらを基にその時の社会情勢を背景として、国民生活と多大の関連を持つ新しい国語表記の基準が定められました。

▽本年三月には、昭和四一年六月に文部大臣から諮問を受けた事項のうち、大きな問題として残されていた「改定現代仮名遣い」が答申され、このことによって終戦直後に実施された国語施策の見直し、改善の主なところは出そろったと言えるようです。

▽しかし、戦後四〇年の節目を迎え、急激な国際化、情報化等が進展する状況の中で、我が国社会がそれらにどのように対応していくのか、その中における国語施策の役割とは何とか等、将来への期待を寄せたいと思います。(政策課)

M E S C 61 月刊 「文部時報」 12 月 号 第1317号

著作権所有 文部省 昭和61年12月10日 印刷 昭和61年12月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい 定価 280円 (円50円)

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号 (郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地 (郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表) 振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社行政学会印刷所

年間購読料 3360円 (円共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
 ・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもうりの書店にお願いします